



本ファクトシートは概要説明のために作成いたしました。これは法律文書ではありません。法の解釈並びに適用については、労働基準法と規則を参照してください。

July 2016

## 家事労働者

家事労働者は労働基準法と規則の適用の対象となっています。これには、時間外労働手当、法定休日および休日手当、年次有給休暇および休暇手当、最低賃金が規定されています。

### 家事労働者の定義

家事労働者は下記に該当します。

- 雇用主の自宅で料理、掃除・洗濯、育児など所定の家事を行う
- 雇用主の自宅に住み込む

### 書面による契約が必要

家事労働者と雇用主の間で雇用契約書を取り交わすことが義務づけられています。

契約書には、家事内容、所定労働時間、賃金、部屋代と食費が明記され、雇用主は契約書の写しを1部必ず家事労働者にわたします。

雇用契約書に定められている所定の時間数より長時間仕事をした場合には、所定時間を超える時間に対して追加の賃金が支払われます。仮に所定の時間数より長時間仕事した結果、実働時間が1日8時間または週40時間を超える場合は、時間外割増金額が支払われます。

部屋代と食費については規則で定められ、労働者に請求できる最高額は\$325となっています。

### 家事労働者の登録

家事労働者を雇用する場合、雇用主氏名、家事労働者氏名、住所、電話番号を雇用基準管理局に届けなければなりません。この届出は家事労働者が労働を始めてから30日以内に行うことが義務づけられています。

届出内容に変更が生じた場合、6ヵ月ごとに雇用主は基準管理局に変更内容を届けます。この届出は雇用基準管理局のどの支部に行っても行えます。

雇用エージェンシーが家事労働者を雇用主に斡旋する場合、雇用主に家事労働者の雇用を雇用基準管理局に登録の義務があることを必ず知らせます。

家事労働者の雇用に関する詳細は下記サイトに記載されています。

[www.gov.bc.ca/EmploymentStandards](http://www.gov.bc.ca/EmploymentStandards)

